

さいたま市告示第 7 0 3 号

Em-Net 通信用パソコン等賃貸借業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号。以下「施行令」という。）第 1 6 7 条の 6 の規定に基づき告示する。

令和 7 年 4 月 1 6 日

さいたま市長 清 水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

Em-Net 通信用パソコン等賃貸借業務

(2) 履行場所

さいたま市役所消防庁舎内

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 契約期間

契約日（令和 7 年 5 月中旬を想定）から令和 1 1 年 7 月 3 1 日まで

（機器更改に伴う入替作業があるため、借入開始前の契約としています）

(5) 借入期間

令和 7 年 8 月 1 日から令和 1 1 年 7 月 3 1 日まで

（地方自治法第 2 3 4 条の 3 に基づく長期継続契約）

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本入札の告示日において、令和 7・8 年度競争入札参加者等名簿（物品等）（以下「名簿」という。）に業種「賃貸」の営業品目「OA 機器・用品」で掲載されている者であること。

- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 号）第 3 2 条第 1 項各号に掲げる者

イ 施行令第 1 6 7 条の 4 第 2 項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

- (3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成 1 9 年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成 1 3 年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

- (4) 入札日において、会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

- (5) 入札日において、民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付場所

- ア さいたま市浦和区常盤 6-1-28 さいたま市総務局危機管理部危機管理課
担当 危機管理係 電話 048(829)1125
- イ さいたま市ホームページからダウンロード

(2) 交付期間

告示の日から令和 7 年 4 月 30 日（水）まで

3 (1) アにおいては、さいたま市の休日を定める条例（平成 13 年さいたま市条例第 2 号）第 1 条第 1 項に規定する休日（以下、「休日」という。）を除く午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時まで）

(3) 交付費用

無償

4 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

- ア 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書
- イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

告示の日から令和 7 年 4 月 30 日（水）まで（休日を除く午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時まで）なお、郵送の場合は、同日必着とし、郵送後、電話連絡すること。

(3) 受付場所

3 (1) アに同じ

(4) 提出方法

持参又は書留郵便（簡易書留郵便を含む）による郵送により提出すること。

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3 (1) アに同じ

(2) 交付日時

令和 7 年 5 月 1 日（木）午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時まで

(3) その他

郵送希望者については、4 の書類提出時において返信用封筒に 110 円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 競争入札参加資格の喪失

本入札の参加資格を有する者が、次のいずれかに該当するときは、本入札に参加することができない。

(1) 本告示に定める資格要件を満たさなくなったとき。

(2) 競争入札参加申込兼資格確認申請書及び提出書類について、虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札方法

ア 郵送（一般書留又は簡易書留等）による提出とする。

イ 単価（月額）で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札書の到達期限及び送付先

ア 到達期限

令和7年5月7日（水）15時00分

イ 送付先

さいたま市浦和区常盤6-1-28 さいたま市総務局危機管理部危機管理課

(3) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和7年5月7日（水）15時00分

イ 場所

さいたま市役所消防庁舎3階 関係課会議室

(5) 最低制限価格

設定しない。

(6) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(8) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-1-28 さいたま市総務局危機管理部危機管理課

電話 048（829）1125 FAX 048（829）1936

8 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

9 その他

- (1) 提出された確認申請書類は、返却しない。
- (2) 入札参加者は、入札後、本告示、仕様書、現場等についての不明を理由として、異議申し立てすることができない。
- (3) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (4) 契約条項等は、さいたま市ホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.lg.jp/006/011/004/060406/kokuji/0604-6/0604/index.html>

- (5) 詳細は、入札説明書による。

10 問い合わせ先

さいたま市浦和区常盤 6－1－28 消防庁舎 3 階

さいたま市総務局危機管理部危機管理課 電話 048（829）1125

総務局危機管理部危機管理課

告示期間の期限日（令和7年4月30日まで）